

2020年9月23日

各位

会社名 株式会社アクトコール
代表者名 代表取締役社長 福地 泰
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問い合わせ先 経営管理本部 部長 鈴木 良助
電話番号 03 - 5312 - 2303

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の行使条件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第5回及び第6回発行の募集新株予約権（有償ストック・オプション）の行使条件について、当社の決算期変更に伴い、下記のとおり行使条件を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、中長期的な業績拡大と利益成長及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行しております。

このたび、2020年2月27日付け当社第16回定時株主総会におきまして決議された定款変更により、当社の決算期が11月から9月に変更となったことに伴い、下記新株予約権の行使条件を一部変更するものです。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- ① 第5回新株予約権（2015年5月18日開催の取締役会決議）
- ② 第6回新株予約権（2019年4月22日開催の取締役会決議）

3. 変更の内容

(1) 第5回新株予約権

変更前	変更後
3. 新株予約権の内容 (中略)	3. 新株予約権の内容 (中略)
(6) 新株予約権の行使の条件	(6) 新株予約権の行使の条件
① 当社の平成27年11月期から平成32年	① 当社の平成27年11月期から令和元年11

<p>11 月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（i）5 億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 70%まで</p> <p>（ii）9 億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 80%まで</p> <p>（iii）12 億円を超過した場合、全ての本新株予約権</p> <p>（以下略）</p>	<p>月期および令和元年 12 月から令和 2 年 11 月の累計実績値までのいずれかにおいて経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（i）5 億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 70%まで</p> <p>（ii）9 億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 80%まで</p> <p>（iii）12 億円を超過した場合、全ての本新株予約権</p> <p>（以下略）</p>
---	---

（変更箇所は下線部で表示）

（2） 第 6 回新株予約権

変更前	変更後
<p>3. 新株予約権の内容 （中略） （6）新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、<u>2020 年 11 月期</u>乃至 <u>2022 年 11 月期</u>のいずれかの期において当社の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として 2023 年 3 月 1 日以降行使する</p>	<p>3. 新株予約権の内容 （中略） （6）新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、<u>2019 年 12 月から 2020 年 11 月の累計実績値</u>、<u>2020 年 12 月から 2021 年 11 月の累計実績値</u>、<u>2021 年 12 月から 2022 年 11 月の累計実績値</u>のいずれかにおいて当社の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該</p>

<p>ことができる。</p> <p>(a) 経常利益が 6.5 億円を超過した場合、行使可能割合：20%</p> <p>(b) 経常利益が 8 億円を超過した場合、行使可能割合：50%</p> <p>(c) 経常利益が 10 億円を超過した場合、行使可能割合：100%</p> <p>なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として 2023 年 3 月 1 日以降行使することができる。</p> <p>(a) 経常利益が 6.5 億円を超過した場合、行使可能割合：20%</p> <p>(b) 経常利益が 8 億円を超過した場合、行使可能割合：50%</p> <p>(c) 経常利益が 10 億円を超過した場合、行使可能割合：100%</p> <p>なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--	--

(変更箇所は下線部で表示)

4. 変更の効力発生日

当変更の効力発生日は、2020 年 9 月 23 日（水）とします。

以上